

東日本大震災における北海道へのがれき持込みに関する意見書

東日本大震災における地震と津波は、東北地方に大きな爪痕を残しました。東北地方復興に向けた諸課題は、日本全体で解決に当たらなければならない問題であると理解しておりますが、原子力発電所の放射能事故の影響は計り知れません。

震災発生から9か月後の12月9日に閉会した第179臨時国会において、東北震災復興策を盛り込んだ今年度第3次補正予算と復興関連法案が全て成立したことから、これから本格的な東北地方復興に向けた道筋が明らかになっていくものと考えます。

東北地方復興の大きな鍵を握る震災がれきの処理は、避けて通れない課題です。東京都はいち早く、震災がれきを受け入れ、埼玉県知事も12月8日の県議会で、放射線量の確認による安全性を優先することを前提に震災がれき受入れを表明しました。また、北海道の苫小牧市でも受入れを表明しており、国による放射線量の安全基準や指針の明確化が条件となっています。

現段階においては、道内50市町村・一部事務組合が受入れの意向を示しており、国による放射線量の安全基準や指針の明確化とともに放射能に汚染されていないことなどが条件として挙げられております。当然、放射能に汚染されたがれきの北海道への持込みは、道民の理解を得ることは大変難しいものがあります。

よって、北海道におかれましては、放射能に汚染されたがれきの北海道への持込みは行わないほか、それ以外の震災がれきの受入れについては、放射線量等の安全性について十分な確認を行うとともに、その公表なく受け入れることのないよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月20日

北海道江別市議会

提出先
北海道知事